

令和4年度 償却資産申告の手引き

広野町の町税行政につきましては、平素より格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、固定資産税は、土地や家屋のほか、償却資産についても課税されます。償却資産の課税については、地方税法第383条の規定により、毎年1月1日現在所有している償却資産について、その資産所在地の市町村に申告をしていただくことになっております。

つきましては、申告用紙を送付いたしますので、必要事項を記入の上、提出期限までに申告いただきますようお願いいたします。

※広野町では eLTAX（エルタックス：<http://www.eltax.jp/>）による償却資産の電子申告も受け付けておりますので、是非ご利用ください。

◇申告書提出期限 令和4年1月31日（月）

◇提出書類 償却資産申告書
 種類別明細書

◇提出先及び
 問い合わせ先 広野町役場 町民税務課あて
 〒979-0402
 福島県双葉郡広野町大字下北迫字苗代替35番地
 TEL 0240-27-4160 FAX 0240-27-4701

◇申告書控えの返送について

申告書控えの返送を希望される方は、必ず返信先を記入した封筒に切手を貼付し、申告書に同封してください。返信用封筒が同封されていない場合は、返送できません。

目 次

1	償却資産とは	1
2	償却資産の種類	1
3	業種別主な償却資産	2
4	申告の対象になる資産	2
5	申告の対象にならない資産	3
6	申告していただく方	3
7	評価額・税額の計算について	3
8	非課税・課税標準額の特例について	5
9	固定資産税の納付について	6
10	提出・お問い合わせ先	6
	(記載例 償却資産申告書)	
	(記載例 種類別明細書(増加・全資産用))	
	(記載例 種類別明細書(減少資産用))	

1 償却資産とは

土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却費が法人税又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもの（法人税又は所得税を課されないものが所有するものを含む。）をいいます。次のようなものが申告の対象となります。

例えば会社や個人で工場や商店などを経営している方などがその事業のために用いている構築物・機械・工具・器具・備品等があげられます。

2 償却資産の種類

償却資産の対象となる主な例です。

種類		主な償却資産の例	
1	構築物	構築物	門、塀、路面舗装、庭園、緑化施設、広告塔、屋外給排水設備、土地に定着した土木設備など
		建物付属設備	動力用電気設備、給排水設備、厨房設備、内装、屋外照明設備
2	機械及び装置	工作機械、印刷機械、土木建設機械、ガソリンスタンド設備、クリーニング設備、搬送設備（クレーン、ブルドーザー、コンベヤー等）	
3	船舶	釣り舟、漁船、ボート、貨物船	
4	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダーなど	
5	車両及び運搬具	貨車、客車、台車、大型特殊自動車（標識の分類番号「0、00から09、000から099」及び9、90から99及び900から999）の車両）※自動車税、軽自動車税の課税対象となるものは除きます。	
6	工具器具及び備品	測定・検査工具、事務机、椅子、応接セット、陳列棚、テレビ、エアコン、冷蔵庫、パソコン、通信機器、カメラ、看板、金庫、理容・美容機器、医療機器、レジスター、看板、自動販売機等	

3 業種別主な償却資産

業種名	対象となる主な償却資産の例示
各業種共通	駐車場や構内の路面舗装、受変電設備、庭園、門、塀、外構、街灯、ネオンサイン、広告塔、看板、応接セット、ロッカー、キャビネット、エアコン、パソコン、コピー機、レジスター、金庫など
飲食店	接客用家具、自動販売機、厨房設備、カラオケセット、テレビ、放送設備、冷蔵庫、製氷機など
農業	ビニールハウス、耕運機、田植機、脱穀機、コンバイン、草刈機など
小売業	ショーケース、陳列棚・台、自動販売機、冷蔵・冷凍庫、レジスターなど
製造業	受変電設備、プレス機、金型、洗浄給水設備、構内舗装、溶接機、動力用電気配線など
理美容業	理美容椅子、洗面設備、パソコン、応接家具、広告塔、レジスターなど
医科・歯科医院	各種医療機器（レントゲン機器、調剤機器、手術機器、CTスキャンなど）、キャビネットなど
ガソリンスタンド	洗車機、ガソリン計量器、地下タンクなど
娯楽業	パチンコ機、ゲーム機、両替機、広告塔など

4 申告の対象になる資産

令和4年1月1日現在で、事業の用に供することができる資産が対象となりますが、下記の資産についても申告の対象になります。

- ① 建設仮勘定で経理されている資産
- ② 未稼働資産（既に完成しているが、まだ稼働していない資産）
- ③ 償却済資産（耐用年数が経過した資産）
- ④ 簿外資産（帳簿に記載されていない資産）
- ⑤ 遊休資産（稼働を休止しているが、維持補修等が行われている資産）
- ⑥ 大型特殊自動車（自動車税が課せられないもの）
- ⑦ 租税特別措置法の規定を適用し即時償却等をした資産
- ⑧ 改良費（資産の価格増加のため追加的に支出したものは本体と別申告）

※賃借人（テナント）等家屋の所有者以外の方が取り付けた内装、造作、建築設備などの資産で事業の用に供することができる資産は、賃借人（テナント）等が申告する必要があります。（建物附属設備）

5 申告の対象にならない資産

次の資産は、固定資産税の対象にならないため、申告の必要はありません。

- ① 自動車税、軽自動車税の課税対象となる資産
- ② 無形固定資産（ソフトウェア、漁業権、特許権、営業権など）
- ③ 繰延資産
- ④ 取得価格が20万円未満で3年間で一括償却している資産
- ⑤ 耐用年数が1年未満又は取得価格が10万円未満で一時に損金算入又は必要経費としているもの

6 申告していただく方

令和4年1月1日現在、広野町内に償却資産を有する方、又は他の事業者に貸している方。

※申告書が送付されてきた方は、該当資産がない場合又は資産の異動がない場合もその旨を備考欄に記入の上、申告書を提出してください。

また、廃業、転出など広野町内に該当資産がなくなった方についてもその旨を申告書に記入の上、ご提出ください。

7 評価額と税額の計算について

(1) 評価額の算出方法

償却資産の評価は、償却資産の取得年月、取得価額及び耐用年数に基づき、申告していただいた資産について一件ずつ評価額を算出します。

前年中に取得した償却資産

$$\text{評価額} = \text{取得価額} \times \left(1 - \frac{r}{2}\right) = \text{取得価額} \times A$$

前年前に取得した償却資産

$$\text{評価額} = \text{前年度の評価額} \times (1 - r) = \text{前年度の評価額} \times B$$

r：耐用年数に応ずる減価率（旧定率法）

A：半年分の減価残存率で次ページ減価残存率表のA欄

B：1年分の減価残存率で次ページ減価残存率表のB欄

※初年度の評価額は、取得月にかかわらず半年分の減価償却により算定します。

※算出した評価額が取得価額の5%を下回る場合は、その償却資産が事業の用に供されている限りは、取得価額の5%の額が評価額となります。

※償却資産の課税標準額の合計が150万円未満である場合には、固定資産税は課税されません。

減価率及び減価残存率表（抜粋）

耐用年数	耐用年数に応ずる減価率 r	減価残存率		耐用年数	耐用年数に応ずる減価率 r	減価残存率		耐用年数	耐用年数に応ずる減価率 r	減価残存率	
		前年中取得のもの A	前年前取得のもの B			前年中取得のもの A	前年前取得のもの B			前年中取得のもの A	前年前取得のもの B
2	0.684	0.658	0.316	19	0.114	0.943	0.886	36	0.062	0.969	0.938
3	0.536	0.732	0.464	20	0.109	0.945	0.891	37	0.060	0.970	0.940
4	0.438	0.781	0.562	21	0.104	0.948	0.896	38	0.059	0.970	0.941
5	0.369	0.815	0.631	22	0.099	0.950	0.901	39	0.057	0.971	0.943
6	0.319	0.840	0.681	23	0.095	0.952	0.905	40	0.056	0.972	0.944
7	0.280	0.860	0.720	24	0.092	0.954	0.908	41	0.055	0.972	0.945
8	0.250	0.875	0.750	25	0.088	0.956	0.912	42	0.053	0.973	0.947
9	0.226	0.887	0.774	26	0.085	0.957	0.915	43	0.052	0.974	0.948
10	0.206	0.897	0.794	27	0.082	0.959	0.918	44	0.051	0.974	0.949
11	0.189	0.905	0.811	28	0.079	0.960	0.921	45	0.050	0.975	0.950
12	0.175	0.912	0.825	29	0.076	0.962	0.924	46	0.049	0.975	0.951
13	0.162	0.919	0.838	30	0.074	0.963	0.926	47	0.048	0.976	0.952
14	0.152	0.924	0.848	31	0.072	0.964	0.928	48	0.047	0.976	0.953
15	0.142	0.929	0.858	32	0.069	0.965	0.931	49	0.046	0.977	0.954
16	0.134	0.933	0.866	33	0.067	0.966	0.933	50	0.045	0.977	0.955
17	0.127	0.936	0.873	34	0.066	0.967	0.934	51	0.044	0.978	0.956
18	0.120	0.940	0.880	35	0.064	0.968	0.936	52	0.043	0.978	0.957

【計算例】

① 前年中（令和3年中）に取得した資産の計算例

取得年月（令和3年5月）取得価額（3,000,000円）

耐用年数（8年）減価率（0.250）

年度	評価額計算式
令和4年度	$3,000,000 \times \left(1 - \frac{0.250}{2} \right) = 2,625,000$

② 前年前（令和3年以前）に取得した資産の計算例

取得年月（令和元年11月）取得価額（2,000,000円）

耐用年数（10年）減価率（0.206）

年度	評価額計算式
令和2年度	$2,000,000 \times \left(1 - \frac{0.206}{2} \right) = 1,794,000$
令和3年度	$1,794,000 \times (1 - 0.206) = 1,424,436$

令和4年度	$1,424,436 \times (1 - 0.206) = 1,131,002$
-------	--

(2) 税額の計算

課税標準額×税率（1.4％）＝税額

課税標準額は、土地、家屋及び償却資産の評価額を合計し、1,000円未満を切り捨てます。また、算出された税額の100円未満は切り捨てます。

※課税標準の特例の適用を受ける資産は、適用後の価格が課税標準額となります。

免税点

償却資産の課税標準額が150万円未満の場合、償却資産に固定資産税は課税されませんが、その場合も申告が必要です。

8 非課税・課税標準額の特例等について

① 非課税

地方税法第348条に規定する一定の要件を満たす償却資産には、固定資産税は課税されません。該当する資産をお持ちの方は、非課税申請書・添付資料などの提出が必要になります。詳細はお問い合わせください。

② 課税標準額の特例

社会政策・経済政策の見地から、地方税法（第349条の3及び附則第15条から附則第15条の3まで）に規定する要件を満たす償却資産は、課税標準の特例が適用され、固定資産税が軽減されます。該当する資産をお持ちの方は、種類別明細書の摘要欄に摘要条項を記載し申告してください。

(例)内航船舶、公共の危害防止施設、電気通信信頼性向上設備、公害防止施設など
 ※東日本大震災により滅失・損壊した償却資産又は、居住困難区域に所在していた償却資産の所有者等が、代替償却資産を令和6年3月31日までの間に被災地域内において取得・改良した場合には、当該代替償却資産に係る課税標準額を4年度分2分の1とする特例措置を受けることができます。申告についてはお問い合わせください。

③ その他の特例

東日本大震災復興特別区域法による広野町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除(対象区域は町の一部。対象者は市町村長の認定を受けた方。期間は5箇年。)や、福島復興再生特別措置法による広野町企業立地促進区域及び避難解除区域等における固定資産税の課税免除(対象区域は町全域。対象者は福島県知事の認定又は確認を受けた方。期間は5箇年。)の特例措置があります。

福島復興再生特別措置法による課税免除を受ける際、避難解除等区域復興再生事業を実施する個人事業主または法人は、平成30年6月9日までに取得

かつその日の属する事業年度で取得した資産が課税免除の対象となりますので、ご注意ください。

いずれの場合も一定の条件を満たす方が新規に取得した資産について対象となるものです。該当する資産をお持ちの方で特例の適用を受ける際は、申請書・添付資料などの提出が必要になります。申請書の提出期限については、毎年3月20日（休日の場合には翌開庁日）となっています。

9 固定資産税の納付について

① 納税通知書の送付

4月中旬に、土地・家屋・償却資産を合わせた固定資産税の納税通知書を郵送させていただきます。

② 納期

固定資産税の納期は、4月、7月、9月、11月の年4回です。

③ 実地調査のお願い

地方税法第353条及び第408条の規定により実地調査を行うことがありますので、その際にご協力をお願いいたします。また、実地調査などに伴い、修正申告などをお願いすることになった場合は、資産の取得時期に応じて過年度に遡及課税することがありますので、あらかじめご了承ください。

10 提出・お問い合わせ先

〒979-0402

福島県双葉郡広野町大字下北迫字苗代替35

広野町役場 町民税務課

電話 0240-27-4160 FAX 0240-27-4701

E-mail : chouminzeimu@town.hirono.fukushima.jp